

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告
昭和三十一年度に係る知事公室並びに総務部各課の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第六十九号

地方自治法第九十九条の規定に基づき、昭和三十一年度に係る知事公室並びに総務部各課の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年二月二十八日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
同	山 本 四 郎
同	小 谷 善 高
同	上 根 政 幸

監査箇所

執行年月日

秘書課	昭和三十一年十一月六日監査
企画公報課	同
観光課	同
総務課	同
人事課	同
会計課	同
地方課	同
統計課	同
財政課	昭和三十一年十一月三日監査
秘書課	昭和三十一年十一月六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫
同 近 藤 伝 一

一 当課は課長以下五名で知事に対する陳情等の取次、その他連絡調整及び秘書用務を円滑に処理してきたも

のと認めた。

企画広報課

昭和三十一年十一月六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

一 県政の総合企画推進に当つては、更に強力に実施すべきである。

県政諸般の計画は県の強力な基本方針のもとに実施関係部局の協調と財政事情並びに緩急度等を勘案し実施すべきである。

即ち、県経済の分析調査書を基盤に県政計画の概要を策定し各部局に県政の狙いとその方向を示しているが要は、これらの基本的指標が如何に推進されるかにあるので関係部局と一層緊密を図り適切強力な調整措置を講じ推進に努力すべきである。

二 大山出雲特定地域総合開発事業の促進のため勝倉線

経済調査を実施し貴重なる資料をしよう集し懸案の関金、山守間の鉄道敷設延長が確定したことは結構である。

また日野川弓浜地帯開発調査連絡室(関係課を主軸とする)を十月より設置し中海の調査対策を講じているが、具体案を早期決定し総合開発推進に努力されたい。

観光課

昭和三十一年十一月六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

一 観光事業の振興については鋭意努力し成果を挙げていることは結構である。

当局は更に関係諸団体及び一般住民との協力体制を確立し、積極的観光事業の振興を通じ産業、の発展文化の昂揚に寄与せしめるよう格段の努力と配意を要望する。

二 観光施設の整備拡充については特に検討されたい。

即ち本年度観光施設に対する事業予算は、四百二十四万余円に対し、執行額は二百九十一万余円で他は財政事情により不執行としているが、近時、私用者の激増に伴い休憩所及びキャンプ場等の増設が緊要となつてゐる実情につき当局は適確なる財源を確保しこれら諸施設を整備するはもとより土木、経済、厚生等綜合諸施設の拡充強化並びに民間資本導入による施設整備を図るよう一層の配慮をされたい。

総務課

昭和三十一年十一月六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

一 法令審査委員制度の組織運営につき考慮の要がある。

本年度法令審査を行ったものは県条例五七件、規則七

〇件に及んでいるが委員会樹成は、総務部長を会長に、本庁課長のうち一〇名を委員に更に職員のうち一〇名を幹事にそれぞれ委嘱し審査に当らしめているが公務出張等によりその出席率は半数にも満たない現状である。

また条例、規則、訓令等のうちには現在必要性が消滅し廃止手続をとるべきものがある。

二 文書事務職員の適正配置と効率化につき人事当局は考慮すること。

文書事務は文書の收受、浄書、集配、印刷等一連の事務を反覆繰返しているため従事職員の気分の沈滞と能率低下を来す恐れがあるので適事人事交流を図るよう考慮の要がある。

三 庁内管理及び現業部門を担当する職員の監督と健康管理につき一層配意されたい。

人事課

昭和三十一年十一月六日監査

監査委員 松 本 利 治

監査委員 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫
同 近 藤 伝 一

一 本年度における職員の採用については従来からの欠員不補充の方針を堅持し、真にやむを得ないものとして七八名を人事委員会の提示する任用候補者中から採用している。

また一面本年度は更に職員定数を一二四名削減し、これが整理に当り極めて難事であつたが退職手当の優遇並びに就職斡旋等適切な措置を講じ、結局一二五名を整理し円滑に退職せしめている。

なお定数削減に伴う事務の簡素、合理化、更には給与費の節約等につき一層配意されたい。

二 行政機構と職員の適正配置等につき更に検討の余地がある。

行政の細分化、専門化に伴い県行政組織機構は現在一室五部三一課とその他出先機関等九五ヶ所を有しているが各所の事務事業の内容、重要度、繁閑度の観点か

ら機構の整備、職員配置の適正合理化並びに事務の簡素効率化等につき検討の余地が尠くないと思われるので考究せられたい。

三 人件費の予算執行につき留意検討の余地がある。

県職員費の財源については、人件費優先確保の方針のため中には事業費財源にいわよせをきたし事業の適正なる運営に支障を生じている事例が尠くないので人事管理の立場からこれが財源の適正化について検討善処せられたい。

また支払委任した人件費の決算状況をはあくしてないことは予算執行上適切と認め難い。

会 計 課 昭和三十一年十一月六日監査

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫
同 近 藤 伝 一

一 会計事務の正確と能率化については工夫改善に努力

しているが、更に収支命令に関連する事前審査及び収入、支払書類に対する精査、用度事務の刷新合理化等毎回の例月出納検査指摘事項を十分考究し一層会計事務の適正を期するよう努力されたい。

二 収入証紙の伴う事務の処理につき未だ考究善処を要する事例が見受けられるので、適正且つ迅速に処理をせしめるよう指導されたい。

三 県会計規則に基づき出先機関の会計検査並びに指導事務は県下各かに亘つて実施し会計上の細目的不備事項は、書面指示し改善に努めているが未だ法規の運用に統一を欠き会計事務処理に適確を欠ぐもの等が多いのでこの点一層配意指導が必要である。

なお会計事務各般に亘つて事務の簡素、合理化と経費の効率的使用の観点から考究改善の余地が尠くないので一層工夫されたい。

地 方 課 昭和三十一年十一月六日監査
監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫
同 近 藤 伝 一

一 町村合併の促進は昭和二十九年策定された合併基本計画にもとずき鋭意努力し年度末現在管下町村数は三市五一箇町村となり更に盤査当日現在は四市四十九ヶ町村で計画目標の八四%の進捗率となつている。

これは昭和二十七年県の第一次勧告をもとにした進捗率であつて更に二十九年国の施策によつて第一次勧告の再検討を加えた二次勧告からみると九〇%強で順調な歩みを続けているが、知事勧告案に照し未合併町村の実情は深刻なものがあつて、推進を阻害しているのが打倒につき一層努力が必要である。

二 市町村行財政指導の徹底につき一層努力すること。即ち市町村合併に先立ち過大な事業を計画し、新市町村に多額な負担を継承したために赤字決算を余儀なくしているものが二七市町村に及びその赤字総額は四億一千余万円に達している現状からして県は合併後の新市

町村育成強化につき更に各部局の連絡調整を図つて指導監督を行い自主的建設の確立に一層努力すべきである。

統 計 課 昭和三十一年十一月六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

一 本年度における指定統計事務は概ね円滑に執行してきたものと認めた。

しかしながら統計職員の適正配置、及び補助職員の国庫基本給と現給との差額による不足分に対する財源措置等が未解決のため事務遂行上支障があるので国の基準単価の引上改訂を強く要請するとともに県独自の統計調査に必要な県費職員の配当を考慮することが望ましい。

財 政 課 昭和三十一年十一月十三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一 予算編成並びに執行に当つて更に考究善処すべきものがある。

本年度予算は当初から諸問題を含んでいた関係上その執行運営に容易ならざる隘路と困難があつたが関係者の努力によつて、よくこれを克服し収支の均衡を図つて健全財政の維持に努めたことは結構である。

しかし予算編成基礎が合理性に乏しく勢い行財政効果を低減しているもの或いは予算令達に円滑を欠きその経済性を失っているもの等今後の措置に考究善処の余地が多いのでこの点慎重留意すべきである。

二 税務事務の査察指導を強力に実施するよう考究すること。

税務吏員の研修は、随時の実務、指導講習会等により努力はしているが税務第一線機関に対する査察指導は

不十分である。

殊に賦課徴収事務の適正能率化に対する査察指導の強化については一層留意すべきである。

三 県有財産の取得管理につき一層努力されたい。

県有財産として管理すべきもので無登記のもの、または県有地の境界が不明確のもの更には寄附採納のもので正規に取得されていないもの等あるのでこれら実状を再確認し管理の万全を期すべきである。